

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
1	入札説明書	p12	第3	3	(2)	エ	－	新型コロナ臨時特例法第3条による国税通則法第46条第1項により、法人税・地方法人税の納税猶予を頂いています。猶予期間納税の猶予許可通知書を提出する事により、参加資格要件を満たしているとの考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	p14	第3	3	(3)	④	ア)	当該責任企業以外に、維持管理業務の一部を受託する企業を協力企業とすることは可能でしょうか。この企業は屋内プールを含むスポーツ施設の運営実績は保有していません。また、様式2-10の対応についてご教授ください。	令和2年7月27日に公表の「実施方針の質問・意見に対する回答」のNo.83のとおり、水泳・水遊場等運営管理企業以外の企業がその業務の一部を協力企業として、SPCから受託または請負うことは可能ですが、市の承諾が必要となります。様式2-10には、水泳・水遊場等運営管理企業に関する資格を記載してください。なお、水泳・水遊場等運営管理企業以外のSPCから当該業務の一部を直接受託する予定の企業は、様式2-5,2-6に記載してください。
3	入札説明書	p14	第3	3	(3)	④	ア)	実施方針に関する質疑回答No.83にもありましたが、当該責任企業以外にも同等の実績を保有する別の企業が協力企業（SPCから直接業務の一部を受託する）となることは可能でしょうか。可能な場合、様式2-10はどのように対応したら宜しいでしょうか。	No.2の回答をご確認ください。
4	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	本事業への参加表明に記載する会社情報は、本社住所でもよろしいでしょうか。それとも貴市の入札参加資格者名簿に届出をしている委任先の支店名である必要がありますでしょうか。	様式2-5には本社住所を記載してください。
5	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	本様式に添付する定款、役員名簿について、原本証明印の押印は必要でしょうか。	原本証明印の押印は不要です。
6	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	本様式に添付する直近の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書、直近の財産目録及び貸借対照表は、上場企業の場合、直近の決算短信及び有価証券報告書の写しでも宜しいでしょうか。その場合、原本証明印の押印は必要でしょうか。	様式2-5に添付していただく「収支予算書」「事業計画書」「収支決算書」「事業報告書」「財産目録」「貸借対照表」は、有価証券報告書の該当箇所の写しを添付いただいても問題ありません。なお、原本証明印の押印は不要です。
7	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	添付書類の納税証明書は納税証明書その3-3を提出することで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	本様式に添付する納税証明書につきまして、必要書類を具体的にご教示願います。 例えば本店が東京、貴市の資格登録を大阪府大阪市内の拠点で行っている（箕面市内に拠点がない）場合、以下の提出で宜しいでしょうか。 ①「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3） ②納税証明書「法人事業税」 ③納税証明書「法人都民税」	①の提出のみで問題ありません。
9	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	本様式に添付する印鑑登録証明書について、様式2-2に添付する印鑑登録証明書とは別に添付する必要はございますでしょうか。	様式2-2には原本を添付し、様式2-5には写しを添付してください。
10	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	添付書類の納税証明書、登記履歴事項証明書、印鑑証明書は写しでも可能でしょうか。	様式2-5に添付いただく「納税証明書」「登記履歴事項証明書」は原本をご提出ください。なお、様式2-2にも添付する印鑑証明書について、様式2-2には原本を添付し、様式2-5には写しを添付してください。
11	様式集	p14	様式2-5	－	－	－	－	■参加グループ全企業の直近の収支予算書及び事業計画書並びに収支決算書及び事業報告書 ■参加グループ全企業の直近の財産目録及び貸借対照表 とありますが、「収支決算書」は「損益計算書」でよろしいでしょうか。それ以外にも必要な場合、ご教示ください。	ご理解のとおりです。

■総合水泳・水遊場整備事業 入札説明書等に関する質問・回答（参加資格関係）

No.	該当箇所							質問・意見	回答
	資料名	頁	項目1	項目2	項目3	項目4	項目5		
12	落札者決定基準	p6	第3	6	—	—	—	『施設整備に係る配置予定技術者の業務内容に関する専門知識等』の業務従事者とは設計、工事監理、建設業務に係る業務であれば分野問わないと考えて宜しいでしょうか。	本事業の設計、工事監理、建設業務を担当する業務従事者の専門知識等の有無を確認します。専門知識等の例は落札者基準p6,施設整備にかかる配置予定従事者の業務内容に関する専門知識等の備考欄をご確認ください。
13	その他	—	—	—	—	—	—	通常のPFI案件では、法律事務や監査業務、税務業務、保険契約については直接SPCと契約を行いますが、主たる業務ではないことから、当該業務を受託する先については構成企業や協力企業という立場ではございません。本件についても、当該業務については、入札説明書 第2,(5)事業の概要における「SPC管理業務等その他業務」には含まれないという理解でよろしいでしょうか。	令和2年7月27日に公表の「実施方針の質問・意見に対する回答」のNo.77のとおり、入札説明書「第2,1,(5)事業概要」に示す業務をSPCから直接受託又は請け負う予定の企業は「構成企業」又は「協力企業」に該当します。
14	その他	—	—	—	—	—	—	上記について、「SPC管理業務等その他業務」に含まれる場合、弁護士事務所、監査法人、会計事務所、税理士法人、保険会社についても、入札参加グループに含めて入札参加申請を行う必要がございますでしょうか。	入札説明書「第2,1,(5)事業概要」※7は、要求水準書「第7,1SPC運営管理業務」に示す業務と同様であり、その業務をSPCから直接受託又は請け負う予定の企業は1社としてください。SPC運営管理業務の一部をSPCから直接受託又は請け負うことは可能ですが、その一部の委託も全てSPCの責任において行うものとし、かつ、SPC運営管理企業の責任者が、その一部の業務も含めた全体の業務の責任者となることを想定しております。そのため、SPC運営管理業務の一部をSPCから直接受託又は請け負う予定の企業の入札参加資格の確認申請は不要ですが、SPC運営管理企業の入札参加資格の確認申請は必要となります。